

参考 自治基本条例—前文・議会・自治組織—

項目	条文等
八戸市協働のまちづくり基本条例	
前文	<p>八戸市は、豊かな自然のもと、先人の英知と努力によって、歴史と伝統あるまちとして、また地域の特色を生かしたにぎわいと活力あるまちとして発展してきました。</p> <p>先人から受け継いだこのまちを、さらに豊かで誰もが安心して暮らすことができ、将来を担う子ども達が夢と希望を持って健やかに成長できるまちとして後世に引き継いでいくことが私たち八戸市民の願いです。</p> <p>私たちの願いである豊かで活力に満ちた地域社会を実現するためには、社会情勢の変化に的確に対応するとともに、これまで以上に地域の特色を生かし地域住民自らの役割を自覚し、まちづくりに参加していくことが必要です。</p> <p>ここに、市政は市民の信託に基づくものであることを確認するとともに、市、市民及び事業者がそれぞれの社会に果たす役割を認識しながら協働によってまちづくりを推進することを市政運営の基本とすることにより、魅力ある個性豊かな地域社会の実現を図るため、この条例を定めます。</p>
議会の責務	<p>議会は、市の意思表示決定機関として、公正かつ誠実で、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。</p> <p>議会は、協働のまちづくりの重要性を認識し、市政運営が市民の意思を反映して適切に行なわれるよう、調査及び監視を行なわなければならない。</p>
地域コミュニティ自治の推進	<p>市及び市民は、地域に根ざしたまちづくりが市民が主体となって行われるよう、地域コミュニティと市との間で役割と責任を分担する地域コミュニティ自治の整備及び充実に努めるものとする。</p>
豊田市まちづくり基本条例	
前文	<p>わたくしたちのまち豊田市は、これまで培ってきたかけがえのない多様な地域性を生かし合いながら、都市と農山村とが共生するまちづくりを進めています。このまちで、わたくしたちは、豊田市民の誓いを道標としながら、共に学び、共に働き、安心して豊かに暮らしたいと願っています。</p> <p>これからも、子どもから高齢者までのだれもが、まちづくりの担い手となって、共働によるまちづくりを推進し、自立した地域社会の実現を目指すことを自治の基本理念におき、ここに豊田市まちづくり基本条例を制定します。</p>
議会の責務	<p>議会は、直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であることから、市民の意思が市政に反映されるよう努めます。</p> <p>議会は、市政経営は適正に行なわれるよう調査し、監視機能、政策立案機能を果たします。</p> <p>議員は、自らの役割と責務を認識し、公正かつ誠実に職務を遂行します。</p>
都市内分権の推進	<p>市は、市民による自治を拡充し、共働によるまちづくりを推進するため、地域の住民の意思を市政に反映するとともに、地域のことは地域の住民が自ら考え実行するための施策を講じます。</p>

日進市自治基本条例

前文	<p>わたしたちのまち日進市は、東部には緑豊かな丘陵地があり、そこを源流とする天白川の流域には、田園風景が広がり、そして古くからの街道の歴史とともに、四季折々の自然の美しさを感じさせてくれます。</p> <p>また、日進市は、「日々進みゆく」の名にふさわしく、学園都市の顔を持つ大都市近郊のまちとして発展しました。そこには多様な思考や行動力を備えた、活力に満ちた市民の営みと交流があります。</p> <p>わたしたち市民には、長い年月にわたって、この土地の気候や風土に培われ育まれてきた人々の考えや文化を踏まえながら、時代の変化に対応した地域社会を創造する必要があります。そのために、わたしたち市民は、人権を大切にす差別のない社会の実現、環境に配慮した持続可能な循環型社会の創造、地域課題を解決するための新しいコミュニティの形成、新たな公共を担う市民自治活動の推進、少子高齢社会への対応などそのときどきの課題に積極的かつ主体的に取り組まなければなりません。</p> <p>今、わたしたち市民は、誰もが個人として尊重され、戦争のない平和な社会で、健康で快適かつ安全安心に、幸せに暮らすことができる日進市を守り育てていこう、そして、次の世代を担う子どもに引き継いでいこうと決意しました。</p> <p>そのためには、市民一人ひとりが、自立した市民として、また地方主権の名のもとに自立した自治体の一員として、自ら考え、行動し、お互いを尊重し、認めあい、ふれあい、助けあいながら、自分たちのまちは、自分たちの手で築いていこうとする市民主体の自治の精神を共有することが何より大切です。</p> <p>わたしたち市民は、この精神を自治の基本理念として、市議会や市の執行機関と協働し、愛着と誇りを持って暮らせる日進市を守り育てていくため、ここに日進市自治基本条例を定めます。</p>
市議会の役割と責務	<p>市議会は、日進市の意思決定機関として、市民の意思を的確に反映した市政の実現のために権能を発揮するとともに、市政の運営に関し、市の執行機関を監視する役割を果たさなければなりません。</p> <p>前項に規定する市議会の役割と責務その他議会運営に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。</p>
市民自治活動	<p>市民は、それぞれの地域において、住民自治組織等によるコミュニティ活動を通じ、市民自治活動の推進に努めます。</p> <p>市民は、NPO等によるコミュニティ活動やボランティア活動を通じ、それぞれの役割のもとで、自らできることを考え、行動し、市民自治活動の推進に努めます。</p> <p>市民は、コミュニティが市民主体の自治の重要な担い手となることを認識し、これを守り育てるよう努めます。</p> <p>市の執行機関は、市民自治活動の自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援するものとします。</p> <p>前項に規定する市民自治活動の支援に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。</p>

飯田市自治基本条例（議会が市民参加で作成）

前文	<p>わたくしたちの住む飯田市は、美しい自然に恵まれ、地域の風土に根付いた伝統や文化に支えられた人情豊かなまちとして知られ、伊那谷の中心都市として躍進しています。</p> <p>わたくしたちは、これまで互いに助け合い協力し、特色のある地域活動やまちづくりを実践してきました。</p> <p>わたくしたちは、分権型社会や少子高齢社会の到来により、社会構造が大きく変化する中で、まちづくりに進んで参加する「ムトス」の精神を、次の時代へ確実に引き継がなくてはなりません。</p> <p>わたくしたちは、飯田市市民憲章にうたわれた市民としての心構えと理念を尊重し、協働して、市民が主体の住みよいまちづくりを推進するため、ここに、新たな自治の仕組みを定める飯田市自治基本条例を制定します。</p>
市議会の責務	<p>市議会は、市民の代表機関として、市という団体の意思決定機関であり、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより議決の権限を行使し、市民の意思が的確に反映されるよう活動します。</p> <p>市議会は、市の執行機関の活動を監視、評価することにより、適正な行政運営の確保に努めます。</p> <p>市議会は、政策の立案、提言の内容の充実を図るための調査研究活動に努めます。</p>
開かれた議会運営	<p>市議会は、市議会が保有する情報を公開するとともに、会議及び委員会等を公開し、並びに議会活動について市民に説明することにより、市民との情報の共有に努めます。</p> <p>市議会は、市民の意見を聞くため議会活動への市民参加を推進し、市民に開かれた議会運営に努めます。</p>
市議会議長の責務	<p>市議会議長は、市議会を代表し、公正中立に職務を遂行するとともに、円滑かつ効率的な議会運営を図るよう努めます。</p> <p>市議会議長は、市議会に関する事務を統一的に処理するため、議会事務局の職員を適切に指揮監督し、職員の能力の向上を図るよう努めます。</p>
市議会議員の責務	<p>市議会議員は、市民の意向把握や情報収集に努め、市民全体の利益を優先して政策提言を行います。</p> <p>市議会議員は、政治倫理の確立に努め、公正かつ誠実に責務を遂行し、市民の負託にこたえます。</p> <p>市議会議員は、市議会の役割及び責務を自覚し、その誠実な遂行のため自己研鑽に努めます。</p>
地域自治区	<p>市は、市民に身近な事務事業を市民の意見を反映させて処理するとともに、地域の自治を促進するため、法律に基づく地域自治区を設けます。</p> <p>地域自治区に置かれる地域協議会は、地域の住民により構成され、地域の意見を調整し、協働によるまちづくりを推進します。</p>

(仮称) 参加と協働のまちづくり条例 骨子・構成 (案)

前 文

- ・ 参加と協働を必要とする社会背景
- ・ 大口町の取組みと成果

第6次総合計画、NPO活動促進条例

- ・ これらを背景として条例を作成
- ・ 基本規範としての位置づけ

この条例に定める基本理念及び役割と責務が事務事業に反映され、大口町の意見を決定する過程で、この条例に定める参加と協働の原則に基づく制度が有効に活用される。